

阿賀野市告示第177号

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月27日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱（令和元年阿賀野市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア（ア）中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、同条第2号中「就職」を「就業」に改め、同号ア（ウ）中「法人」の次に「等」を加え、同号ア（オ）中「当該法人」の次に「等」を加え、同号イ（ウ）中「当該法人」の次に「等」を加え、同条第5号カ中「法人」の次に「等」を加える。

第10条第1号ウ中「支援金」を「補助金」に改め、同号エ中「支援事業」を「起業支援事業」に改め、同条第2号ア及びイ中「移住支援金」を「補助金」に改め、同号ウ中「支援金」を「補助金」に改める。

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所 阿賀野市.....

氏 名

電話番号.....

阿賀野市移住支援補助金交付申請書

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

交 付 申 請 額	金	円
-----------	---	---

2 申請する移住の要件（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族の人数（申請者を含めない）	人		
					家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人		
補助金の種類		就業		起業		テレワーク		関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙1「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、阿賀野市に居住し、かつ、就業・起業する意志について		A. 意思がある		B. 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員がいずれも）暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人等の代表者、取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）阿賀野市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB.に該当した場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転入前（移住元）の住所及び転入年月日

住 所	〒
転入年月日	年 月 日

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

期 間	就 職 先	就 業 地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ）

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	

■ 添付書類

【必ず必要な書類等】（□にチェック）

- ①顔写真付き本人確認書類の写し
- ②別紙1（誓約事項、個人情報取扱い）
- ③移住元（転入前）の住民票除票の写し（2人以上の世帯の申請の場合は、世帯員全員分）

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- ◆雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ④東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - ※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
 - ◆法人経営者又は個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ⑤開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
 - ◆東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合
 - ⑥卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ⑦東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - ◆要件を満たす就業をした場合
 - ⑧就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
 - ◆要件を満たす起業をした場合
 - ⑨起業支援金の交付決定通知書の写し
 - ◆テレワークの要件に該当する場合
 - ⑩所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）
 - ◆関係人口の要件に該当する場合（農業）
 - ⑪農地の取得が証明できる書類
 - ⑫出荷証明書等（販売農家としての活動が証明できる書類）
 - ◆関係人口の要件に該当する場合（林業）
 - ⑬林業に従事していることが証明できる書類

- ◆ 関係人口の要件に該当する場合（水産業）
 - ④ 水産業に従事していることが証明できる書類
- ◆ 関係人口の要件に該当する場合（家業）
 - ⑤ 就業する企業等の経営を担う者（代表・取締役）と申請者との関係を証明できる書類
- ◆ 2人以上の世帯である場合
- ⑥ 転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式 別紙1)

阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から調査を求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、移住支援補助金（以下「補助金」という）。の全額又は半額を返還します。

(1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

(2) 補助金の申請日から3年未満に阿賀野市以外へ転出した場合：全額

(3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合：全額

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外へ転出した場合：半額

(テレワークの場合)

(6) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

(7) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記、阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項及び移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾しました。

年 月 日

申請者氏名(自署)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年8月27日から施行し、改正後の阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。